

# 長浜市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例施行規則

平成28年9月30日規則第88号

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例（平成28年長浜市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(認定の申請)

第3条 条例第5条第1項の規定による申請書の提出は、地区計画の区域内における建築物等の計画の認定申請書（様式第1号）に、別表に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて行うものとする。

2 前項の規定による申請をした者は、当該申請に係る行為の完了の日前に氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、速やかに書面で市長に届け出なければならない。

3 条例第5条第1項の規定による変更の申請は、地区計画の区域内における建築物等の計画の変更認定申請書（様式第2号）により行うものとする。この場合において、当該変更の内容を明らかにする図書を添付しなければならない。

4 第1項及び第3項の申請書及び添付図書の提出部数は、正本1通及び副本1通とする。

5 第1項の規定にかかわらず、市長は、別表に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(認定証の様式)

第4条 条例第5条第2項に規定する認定証は、適合（変更）認定証（様式第3号）とする。

2 前項の認定証の交付は、前条第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

3 前2項の規定は、条例第8条第3項の規定により認定証を交付する場合に準用する。この場合において、「第5条第2項」とあるのは「第8条第3項」と読み替えるものとする。

(通知書の様式)

第5条 条例第5条第3項の適合しないものと認めた旨及びその理由を記載した通知書は、不適合通知書（様式第4号）とする。

2 前項の通知書の交付は、第3条第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

3 条例第5条第3項の適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書は、期間内に認定できない旨の通知書（様式第5号）とする。

4 前3項の規定は、条例第8条第3項の規定により通知書を交付する場合に準用する。この場合において、「第5条第3項」とあるのは「第8条第3項」と読み替えるものとする。

(違反建築等に係る公示の方法)

第6条 条例第6条第1項の規定による処分をした場合に設置する標識は、様式第6号によるものとする。

2 条例第6条第2項の規則で定める方法は、市役所前掲示場への掲示とする。

(違反建築物等の設計者等の通知)

第7条 条例第7条の規定による通知は、当該通知に係る者について建築士法(昭和25年法律第202号)、建設業法(昭和24年法律第100号)又は宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)による免許、許可又は登録をした国土交通大臣又は都道府県知事に対して行うものとする。

2 前項の通知は、文書をもって行うものとし、当該通知には、条例第6条第1項の規定による処分の内容を記載した書面を添付するものとする。

(行為の完了)

第8条 条例第9条第1項の規定による行為が完了したときの届出は、地区計画の区域内における建築物等の行為の完了届出書(様式第7号)によるものとする。

(工事現場における認定の表示の方法)

第9条 条例第10条第1項の規定による表示は、適合認定済の標識(様式第8号)により行うものとする。

(良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物等)

第10条 条例第11条第2項第8号に規定する良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物等として規則で定めるものは、次に掲げる建築物等とする。

- (1) 建築等に係る建築物であって、当該建築等に係る部分の高さが5メートル以下で、かつ、その床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (2) 外観を変更することとなる色彩の変更に係る建築物であって、当該行為に係る部分の高さが5メートル以下で、かつ、その面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (3) 建設等に係る工作物(長浜市景観条例施行規則(平成20年長浜市規則第14号)第3条第1号から第12号までに掲げるものに限る。)であって、次のアからエまで(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物(以下「屋外広告物」という。)を掲出しない工作物にあつては、アからウまで)のいずれにも該当するもの

ア 建設等に係る部分の高さが5メートル以下の工作物

イ 建設等に係る部分の築造面積の合計が10平方メートル以下の工作物

ウ 建設等に係る部分の外部の面積が10平方メートル以下の工作物

エ 屋外広告物を掲出する工作物で、当該屋外広告物の表示面積が0.5平方メートル以下のもの

(報告及び立入検査)

第11条 市長は、条例第12条第1項の規定により、建築物等の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主若しくは建設等工事主、設計者、工事監理者又は工事施工者に対し、当該建築物等につき、その建築等又は建設等に関する工事のうち屋外に面する部分に係るものの計画又は施工の状況に関し報告させることができる。

2 市長は、条例第12条第1項の規定により、その職員に、建築物等の敷地又は工事現

場に立ち入り、当該建築物等の屋外に面する部分及び当該部分に使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(身分証明書の様式)

第12条 条例第12条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第9号)とする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 別表(第4条関係)

種 類	明示すべき事項等
位置図 (1/2, 500程度)	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる建築物(工作物)の敷地の位置
配置図 (1/100程度)	1 縮尺、方位、敷地の形状及び寸法 2 敷地境界及び建築物(工作物)の位置 3 届出に係る建築物(工作物)と他の建築物(工作物)の別 4 敷地の接する道路の位置及び幅員
平面図 (1/50程度)	縮尺、方位、寸法、開口部の位置、間取り及び用途
立面図 (1/50程度)	縮尺、主要部分の材料の種別、仕上げの方法及び色彩
敷地等断面図 (1/100程度)	縮尺、敷地境界の位置及び敷地の地盤との高低差
現況写真 (2方向以上)	行為の場所及び周辺の状況が判断できるもの
その他	市長が必要があると認める図書